

設計住宅性能評価の申請及び申請図書作成要領

2003年7月1日 制定

日本E R I株式会社

改訂 2006年3月1日

設計住宅性能評価の申請要領及び申請図書作成要領

設計住宅性能評価の申請について

申請者は日本 ERI 株式会社（登録住宅性能評価機関）に設計住宅性能評価（日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従って評価することをいう。）の申請をする場合は、所定の書類を作成した上で申請をしてください。（印は通常の申請に必要な書類）

1) 申請に必要な書類

設計住宅性能評価の申請に必要な書類は以下の通りです。

- ①. 設計住宅性能評価申請書（住宅の品質確保促進法施行規則別記第四号様式）
- ②. 自己評価書及び設計内容説明書（日本 ERI 様式）
- ③. 住戸タイプ別分類図（断面、又は平面の模式図に住戸タイプ分類を記入したもの）
- ④. 設計評価添付図書（申請用設計図書及び各種計算書）
- ⑤. 確認申請書 別記二号様式の使用建築材料表の写し（代表住戸タイプのみ必要）
- ⑥. 確認申請書 第二号様式第四面 建築物別概要【8. 建築設備の種類】の写し（代表住戸タイプのみ必要）
7. 特別評価方法認定による場合は国土交通大臣の特別評価方法認定書の写し
（旧認定による場合は、特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類を含む）
8. 住宅型式認定をうけた住宅又は住宅型式性能認定を受けた住宅は住宅型式性能認定書の写し
9. 認証型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分製造者等認証書の写し

設計評価申請添付図書の種類

意匠関係図

- ・案内図（付近見取り図）
- ・配置図
- ・特記仕様書及び仕上表
- ・各階平面図（ピット平面図及び屋根伏せ図を含む）
- ・断面図及び矩計図（1の住棟についてX, Y方向の2面）（住戸断熱断面図と兼ねても可）
- ・立面図（2面以上）
- ・階段詳細図
- ・住戸平面詳細図（住戸タイプ毎に必要）
- ・建具表（住戸タイプ毎に必要）
- ・部分詳細図（高齢者の等級2以上）：エントランス平面詳細、エレベーターかご詳細、エントランス詳細等）
- ・各種計算書（必須）：単純開口率・方位別開口比計算書
（選択）：音環境の相当スラブ厚での評価を選択した場合：スラブの等価厚・相当スラブ厚計算書

構造関係図（確認申請に提出した図面と同じもの）

- ・構造特記仕様書
- ・基礎伏図
- ・杭、基礎断面表
- ・各階伏図
- ・柱、梁、壁、床等の部材断面表
- ・各部分詳細図
- ・構造計算書
- ・地盤調査書

省エネ対応関係図

- ・各階断熱平面図（各階平面図に断熱仕様、断熱部位等を着色、記入したもの 凡例も記入。）
- ・住戸断熱平面詳細図（等級4場合：住戸タイプ毎に断熱仕様、断熱部位等を着色、記入したもの。）
- ・住戸断熱矩計図（1住棟に1ヶ所以上必要 断面図、矩計図に断熱仕様、部位等を着色、記入したもの）
- ・壁、床の部位別断面図（等級4場合：熱橋部、断熱材欠損部、出窓等の断熱仕様、納まりがわかる図面）
- ・温熱係数表（日本 ERI 仕様 熱貫流率等による評価基準を選択した場合）
- ・省エネ計算書（夏季日射侵入率計算書、熱損失係数計算書、部位別熱貫流率計算書、換気量計算書）

空調設備関係図

- ・換気設備特記仕様書
- ・各階の住戸換気設備平面図
- ・換気設備住戸平面詳細図（常時の機械換気を選択した場合：住戸内24時間換気計画図 住戸タイプ毎に必要）
- ・換気量計算書（常時の機械換気を選択した場合：住戸及び居室の換気回数、住戸及び各居室の気積等）

給排水衛生設備関係図

- ・給排水衛生設備特記仕様書（給水、排水、給湯、ガス）
- ・給排水衛生設備系統図
- ・給排水衛生設備配置図
- ・給排水衛生設備各階平面図
- ・給排水衛生設備住戸平面詳細図（住戸タイプ毎に必要な 壁及び床の点検口が記入されたもの）
- ・設備機器（流し、洗面台、浴室等）に付属するトラップの詳細（維持管理の専用配管が等級3の場合）

火災報知設備関係図

（警報設備がインターホン設備に組み込まれている場合はインターホン設備図を、火災の感知をスプリンクラー設備で行っている場合はスプリンクラー設備図を含む）

- ・火災報知設備特記仕様書・機器表
- ・火災報知設備関係系統図
- ・火災報知設備設備各階平面図
- ・火災報知設備設備住戸平面図（各階平面図に必要な事項が記載されている場合は省略可）

電気設備図

- ・電灯コンセント設備図（音環境の評価を選択した場合：但し住戸に係る部分に限る）

2) 提出部数について

- | | | |
|------------------------------------|-----|----|
| ・設計住宅性能評価申請書（委任状、交付者類等のお渡し先確認書を含む） | 正、副 | 2部 |
| ・自己評価書及び設計内容説明書（日本 ERI 様式） | 正、副 | 2部 |
| ・住戸タイプ別分類図 | 正、副 | 2部 |
| ・添付設計図書（申請用設計図書及び各種計算書） | 正、副 | 2部 |
| 但し地盤調査書のみ（コピーで可） | 正 | 1部 |

特別評価方法認定、型式認定等がある場合

- | | | |
|--|-----|----|
| ・特別評価方法認定による場合は国土交通大臣の認定書の写し | 正、副 | 2部 |
| （旧認定による場合は、特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類を含む） | 正、副 | 2部 |
| ・住宅型式認定を受けた住宅・住宅型式性能認定を受けた住宅は住宅型式性能認定書の写し | 正、副 | 2部 |
| ・認証型式住宅部分等・認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分製造者等認証書の写し | 正、副 | 2部 |

3) 提出様式について

- ・確認用図面と同じ折り方（A4）とし正、副の表示をしたうえ、意匠、構造、設備、省エネ図面毎に通し番号を記載してください。

4) 提出書類の返却について

申請者に対し設計住宅性能評価書の交付時に設計住宅性能評価申請書及び添付図書の副本を返却致します。

設計住宅性能評価の申請図書の作成について

・設計図書の作成

建築主及び設計者は各評価項目で設定した等級の条件、仕様を基に実施設計を行い、設計図書及び各種計算書等を作成して下さい。

・自己評価書及び設計内容説明書の作成

設計内容説明書は設計図書の内容を転記し作成して下さい。住棟と住戸（共通）の自己評価書及び設計内容説明書は1棟に対し1部作成し、住戸（タイプ別）の自己評価書及び設計内容説明書は住戸タイプ毎に作成して下さい。（音環境に関する評価は選択事項となりますので選択しない場合は必要ありません。）

・タイプ別分類図の作成について（但し、評価料金算定上のタイプ数はイ及びロの考え方による）

- 1) 棟別の考え方・・・建築基準法による
- 2) 住戸タイプの分類の考え方・・・以下の項目が異なる場合に別タイプとして申請書類を作成して下さい。
 - イ) 住戸面積が異なる場合
 - ロ) 住戸平面が異なる場合
 - ハ) 住棟内における住戸の位置の相違による場合。
 - ）上階が屋根等、外部として扱われる場合
 - ）下階が地面、外部、又は住戸以外の用途として扱われている場合
 - ）住棟の端部とそれ以外の部分にある場合、及び住戸の方位の異なる場合
 - ）階段、エレベータとの位置関係の相違による場合
 - ニ) 住戸の仕様が異なる場合（壁、床等の構造躯体、仕上げ材料、断熱材仕様、開口部仕様）

設計住宅性能評価申請後の計画変更について

- 1) 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の審査が簡単にできる場合は、変更申告書及び変更関係図書を日本 ERI に提出し、設計住宅性能評価を受けることができます。
- 2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる等、その計画変更が大規模な場合については、当初の設計住宅性能評価申請を取り下げ、改めて別件として設計住宅性能評価の申請をして頂くことになります。
- 3) 設計評価申請内容と評価基準等に不適合がある場合には、登録住宅性能評価機関は適合しない旨の通知書を申請者に交付致します。

設計住宅性能評価書交付後の計画変更について

当該対象工事の着工前の変更

- 1) 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の検査ができ変更状況を容易に確認できる場合は、変更申告書及び変更関係図書を日本 ERI に提出し、建設評価を受けることができます。
- 2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる変更については、変更設計住宅性能評価申請を行って頂きます。変更設計図書の再評価がなされ、変更設計住宅性能評価書が交付されるまで、当該対象工事は着手できないことになります。

現場での検査を受ける時点での変更（検査対象の工事が施工中又は完了している場合）

- 1) 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の検査ができ変更状況を容易に確認できる場合は、施工状況報告書と変更申告書を評価機関に提出し、建設評価を受けることができます。
（例「高齢者等への配慮対策」で開口部の幅を等級が変わらない範囲で変更した場合等、検査時点で容易に確認が可能な場合等に限り）
ただし、検査時点で確認ができない変更等については次項の扱いとなります。
- 2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との照合が再度必要になる変更については、a) 変更設計住宅性能評価を申請し変更設計住宅性能評価を受けるか、b) 変更を中止し工事の修正を行うか、を選択し評価機関に連絡して下さい。
 - a) 変更設計住宅性能評価を申請する場合
変更設計図書の再評価がなされ、変更設計住宅性能評価書が交付されるまで、当該検査対象の工事部分について、それ以降の工事の続行はできません。変更設計住宅性能評価書が交付された後に建設住宅性能評価を再申請し、当該部分の検査を受けて合格した場合は、建設住宅性能評価書が交付されます。
 - b) 変更を中止する場合
変更工事が完了している場合には当該部分を除去し、設計評価を受けた設計図書通りに工事の修正を行ってください。
 - c) どちらも成されない場合
建設住宅性能評価の当該工事に関係する項目は最低水準の評価となります。

なお、設計住宅性能評価申請書等及び建設住宅性能評価申請書等に不備、若しくは虚偽の記載がある場合、登録住宅性能評価機関の責に帰すことができない理由で現場の検査ができない場合（検査対象住戸の検査を行うことに協力を得られない場合等）あるいは建築基準関係規定との不適合がある場合、建築基準法による完了検査済証が必要とされるにもかかわらず交付されていない場合等には、登録住宅性能評価機関より設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書は交付されず、交付できない旨の通知書が交付されます。

業務期間の延長について

申請図書等の変更がある場合、申請図書等の内容に不備がある場合で指定した期日までに申請図書の訂正、追加等がなされない場合、対象建築物の敷地に立ち入り現地調査の協力が得られない場合等については、日本 ERI はその理由を明示の上業務期日の延長を請求させて頂くことがあります。この場合、業務期日の延長、その他必要な事項については協議の上、決定致します。